

大型地震への対応について

I 郡上地区で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応は以下のとおりとする。

1 登校前に発生した場合

- (1) 自宅又は安全を確保できる場所に待機する。

※安全を確保できる場所：安全な親類・知人宅や指定避難所など

- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。

※上記(2)において授業が行われる場合であっても、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等、登校が困難な場合には登校には及ばない。

2 登校途中に発生した場合

- (1) 地震発生を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。

ア 直ちに安全な広い場所に避難する。

イ 揺れが収まってから安全な方法で、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。

ウ 帰宅に危険があり、学校の方が安全であると判断した場合は登校し、学校待機とする。その後は、下記3に準ずる。

- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を学校が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。

- (3) 上記(1)のア、イの措置がとられた場合、生徒は学校に連絡する。

3 登校後に発生した場合

- (1) 学校待機を原則とする。

- (2) 学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、生徒が自宅又は安全を確保できる場所へ移動できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにより保護者に連絡する。また生徒は、自宅又は安全を確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。

なお、保護者に直接引き渡しすることも認める。

- (3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにより学校から保護者へ連絡する。

※上記(2)(3)については、一斉配信メールが使用できない場合には、学校待機を原則とする。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応は以下のとおりとする。

南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ全域を対象に、大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁より発表される。例えば、南海トラフ沿いの西側で地震が発生し、東側でも地震が続発する（後発地震）可能性が高まった場合などに発表される。

よって、岐阜県内で発生した地震が、震度4以下の場合でも臨時情報が発表される可能性がある。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、休校とする。対応については以下のとおりとする。

1 登校前に発表された場合

(1) 自宅又は安全を確保できる場所に待機する。

※自宅又は安全を確保できる場所

- ・耐震性が確保されている自宅や親類・知人宅
- ・土砂災害特別警戒区域に立地していない自宅や親類・知人宅
- ・指定避難所 等

(2) 休校及び休校期間については、一斉配信メールにより連絡する。

2 登校途中に発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを知った時点で、公共交通機関の運行、通学経路上等の安全を確認し、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。

(2) 休校及び休校期間については、一斉配信メールにて連絡する。

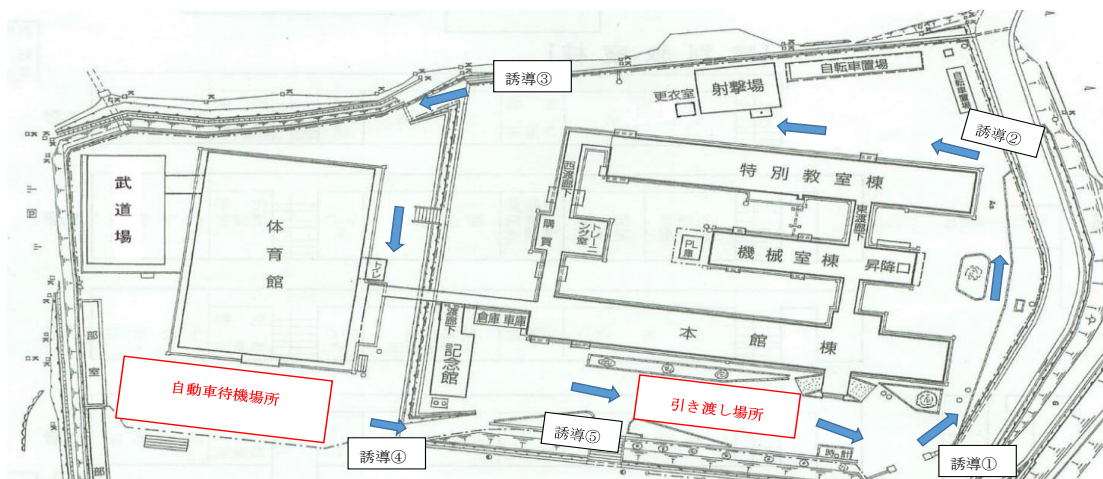
(3) 生徒は、自宅又は安全を確保できる場所に移動したら、直ちに学校に連絡する。

3 登校後に発表された場合

学校は、公共交通機関の運行、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、下校させる。その場合は一斉配信メールにより保護者に連絡をする。また生徒は、安全が確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。

なお、保護者に直接引き渡しすることも認める。

【保護者引き渡し場所】



南海トラフ地震臨時情報

災害対策本部の設置

【参集メンバー】

◎学校長、教頭、事務長、保健厚生部長、
教務主任、生徒指導部長、防災係



【情報収集】

<総括、教育委員会、近隣学校等との連絡>
→担当:教頭、事務長
<TV、ラジオ、Webからの情報収集>
→担当:教務主任
<気象台、市町村防災部局からの情報収集>
→担当:教頭、保健厚生部長
<交通機関、道路情報>
→担当:生徒指導部長

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震 ゆっくりすべり
登校前	巨大地震警戒 休業 ※休業及び休業期間は、教育長が決定	巨大地震注意 登校 ※後発地震に注意した行動を児童生徒に周知
在校時	下校 ※安全を確認後、自宅又は安全を確認できる場所に向けて下校	通常授業 ※学校内でのみ
登校(下校)途中	安全を確認できる場所に待機 ※自宅、知人・親類宅、避難所等に避難(安否確認)	登校(下校) ※後発地震に注意した行動を児童生徒に周知
【状況把握】	・災害情報、交通情報等の収集、整理 ・生徒の安全、所在確認	・生徒の、安全を確認できる場所の確認(自宅等)
【保護者への連絡】	メールによる配	
【下校】	・自宅又は安全を確認できる場所に向けて下校 ・到着確認を確実に	

【通常授業を行う場合の留意点】
①安全を確認できる場所に待機を原則とする児童生徒
・土砂災害特別警戒区域に居住
・耐震性の不足する住宅に居住
②避難所等、待機場所からの登校の可否については校長が判断する

緊急地震速報

【受信体制】
○受信装置(FM回線自動放送)
○NHK等の公共放送にて受信(事務室)

【緊急地震速報(受信時~地震発生時)の対応】
・直ちに身の安全確保(低い姿勢、頭、首の保護)
・シェイクアウトを徹底する
※落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を守る
・出入口の確保を行う
・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する

【大きな揺れがおさまれば次第直ちに避難】
・落下物、飛散物、転倒物等注意到意し、避難・避難誘導する
・できる限り、安全な避難経路を通り、避難場所へ避難・避難誘導する
・可能な限りヘルメットを着用し、慌てず避難・避難誘導する
・「おはしもち」の約束に従って、避難・避難場所へ誘導する
・大きな揺れ及びガラス飛散には十分に注意する
<放送での指示が可能な場合>
放送:「児童生徒・職員は、安全に留意し●●へ避難してください」